

別表第四中「アルゼンティン」を「アルゼンチン」に改め、同表十五の項中「南緯七十七度三十八分東経百六十六度七分」を「南緯七十七度三十三分東経百六十六度十分」に改め、同表十八の項中「南緯七十七度五十一分東経百六十六度三十七分」を「南緯七十七度五十分東経百六十六度三十七分」に改め、同表十九の項中「T・ヴァンス」を「ジョージ・ヴァンス」に、「南緯七十七度五十一分東経百六十六度三十七分」を「南緯七十七度五十分東経百六十六度三十七分」に改め、同表二十の項中「南緯七十七度五十一分東経百六十六度四十分」を「南緯七十七度五十一分東経百六十六度四十一分」に改め、同表二十一の項中「南緯七十二度三十二分東経百六十九度十八分」を「南緯七十七度三十一分東経百六十九度二十二分」に改め、同表二十二の項中「南緯七十一度十七分東経百七十度十五分」を「南緯七十一度十八分東経百七十度十二分」に改め、同表二十三の項中「南緯七十一度十七分東経百七十度十五分」を「南緯七十一度十七分東経百七十度十分」に改め、同表二十五の項を次のように改める。

二十五	削除
-----	----

別表第四の二十七の項中「南緯六十五度十分西経六十四度十分」を「南緯六十五度十分西経六十四度九分」に改め、同表三十一の項を次のように改める。

別表第四の三十二の項中「南緯六十二度二十九分西経五十九度四十分」を「南緯六十二度二十八分西経五十九度四十分」に改め、同表三十三の項中「南緯六十二度三十分西経五十九度四十分」を「南緯六十二度二十九分西経五十九度四十分」に改め、同表三十四の項中「南緯六十二度三十分西経五十九度四十一分」を「南緯六十二度五十分西経五十九度四十一分」に改め、同表三十五の項中「南緯六十二度三十分西経五十九度四十一分」を「南緯六十二度二十九分西経五十九度四十分」に改め、同表三十六の項中「銘板」の下に「複製」を加え、「南緯六十二度十三分西経五十八度四十二分」を「南緯六十二度十四分西経五十八度三十九分」に改め、同表三十八の項中「南緯六十四度二十四分西経五十七度」を「南緯六十四度二十二分西経五十六度五十九分」に改め、同表四十一の項中「南緯六十三度三十五分西経五十五度四十七分」を「南緯六十三度三十四分西経五十五度四十五分」に改め、同表四十二の項中「七つ」を「十二個」に改め、同表四十三の項中「建てられた十字架」を「建てられ、千九百七十九年にコンフィン海岸にあるアルゼンチン基地に移された十字架」に、「南緯七十七度四十九分西経三十八度二分」を「南緯七十七度五十二分西経三十四度三十七分」に改め、同項の次に次の三十三項を加える。

四十四	千九百八十二年にプリンセス・アストリ海岸に上陸した第一次インド南極観測隊を記念してダクシン・カンゴトリ基地に建てられた同隊隊員の氏名の一覧を記した銘板	南緯七十度四十五分東経十一度三十八分
四十五	ブラバン島に上陸したアドリアン・ジェルラシー率いるベルギー南極探検隊を記念してメチニコフ岬の高度七十メートルの地点にあるモレーン頂上に建てられた銘板	南緯六十四度二分西経六十二度三十四分
四十六	千九百五十年に第三次フランス南極探検隊によりテール・アデリーに建てられ火災で部分的に破壊されたポール・マルタン基地のすべての建物及び設備	南緯六十六度四十九分東経百四十一度二十四分
四十七	千九百五十二年にマリオ・マレー率いる七名	南緯六十六度四十分東経百四十度一分

	<p>が越冬したテール・アデリーのペトレル島のマレー基地にある木造の建物</p>	
四十八	<p>千九百五十九年に行方不明になった気象研究員アンドレ・プリュドームを記念してペトレル島の北東部の岬に建てられた十字架</p>	<p>南緯六十六度四十分東経百四十度一分</p>
四十九	<p>千九百五十九年に第一次ポーランド南極探検隊によりバンガー丘陵のドブロウオルスキー基地に重力加速度の測定のために建てられたコンクリートの柱</p>	<p>南緯六十六度十六分東経百度四十五分</p>
五十	<p>千九百七十六年に「プロフェツソン・シードレツキー」号及び「タザール」号に乗船していた第一次ポーランド南極海洋観測隊の上陸を記念してファイルズ半島にあるチリ基地の</p>	<p>南緯六十二度十二分西経五十九度一分</p>

<p>南西にある崖に建てられた真鍮の銘板</p>	<p>五十一 千九百七十九年に死亡したウラジーミル・プ チャルスキーを記念してアドミラルティ湾の アルツトウスキー基地の南にある丘に建てら れた鉄製の十字架のついた墓</p>	<p>五十二 千九百八十五年に開設された中国の長城基地 を記念してキング・ジョージ島のファイルズ 半島に建てられた一本石柱</p>	<p>五十三 千九百十六年の英国船「エンデュアランス」 号の遭難者のチリ海軍船による救助を記念し てエレファント島に建てられた一本石柱、銘 板及びルイス・アルベルト・パルド船長の胸 像</p>
	<p>南緯六十二度十三分西経五十八度二十八分</p>	<p>南緯六十二度十三分西経五十八度五十八分</p>	<p>南緯六十一度三分西経五十四度五十分</p>

五十四	千九百六十五年ロス島のマクマード基地に建てられたリチャード・E・バードの極地における功績を記した青銅製の胸像	南緯七十七度五十一分東経百六十六度四十分
五十五	米国の軍南極探検隊及びロンネ南極調査探検隊によりストニントン島に建てられたイースト基地の建物及び工作物	南緯六十八度十一分西経六十七度
五十六	南極半島ダンコ海岸にあるチリの「ガブリエル・ゴンサレス・ヴィデラ」基地の近くにあるウォーターボート岬小屋の遺構及びその周辺の工作物	南緯六十四度四十九分西経六十二度五十一分
五十七	南極半島地域を探検したアンドルー・マクファアレンを記念してグリニッジ島のマクファアレン海峡のヤンキー湾に建てられた銘板	南緯六十二度三十二分西経五十九度四十五分

五十八	削除	
五十九	千八百十九年に沈没した「サン・テルモ」号の乗組員を記念してリヴィングストーン島のシレフ岬のハーフ・ムーン浜に建てられた石塚	南緯六十二度二十八分西経六十度四十六分
六十	千九百三年にアルゼンチンのコルベット艦「ウルグアイ」号がスウェーデン南極探検隊を救助した記念としてジエームズ・ロス諸島のシーモー島海岸南部のペンギンズ湾に建てられた銘板と石塚	南緯六十四度十六分西経五十六度三十九分
六十一	グーディエ島のロックロイ港にあるタバリン作戦と科学研究のための基地として建てられたA基地	南緯六十四度四十九分西経六十三度二十九分
六十二	アルゼンチン諸島のウィンター島にある初期	南緯六十五度十五分西経六十四度十六分

		の英国科学基地として建てられたF基地	
六十三	西グレアム・ランドのマルグリット湾内のホースシュー島にあるY基地	南緯六十七度四十八分西経六十七度十八分	
六十四	西グレアム・ランドのマルグリット湾内のストニントン島北端にあるE基地	南緯六十八度十一分西経六十七度	
六十五	千八百九十五年にヘンリク・ブル率いるノルウェー捕鯨探検隊によりスヴェンド・フォイン島に建てられた伝言ポスト	南緯七十一度五十六分西経百七十一度五分	
六十六	千九百十一年にクリステイン・プラストラツドによりスコット山の北側の絶壁のふもとに建てられた石塚	南緯七十七度十一分西経百五十四度三十二分	
六十七	千九百十一年にグリフィス・テイラーにより建てられたグラニット湾のジオロジー岬にあ	南緯七十七度東経百六十二度三十二分	

		る石で作られた小屋	
六十八	英国南極探検隊によりインエクस्पレッシブル島のヘルズ・ゲイト・モレーンに建てられた補給所	南緯七十四度五十二分東経百六十三度五十分	
六十九	千九百二年にロバート・ファルコン・スコット率いる英国南極探検隊により建てられたクロージア岬にある伝言ポスト	南緯七十七度二十七分東経百六十九度十六分	
七十	千九百二年にロバート・ファルコン・スコットによりコールマン島のワーズワース岬に建てられた伝言ポスト	南緯七十三度十九分東経百六十九度四十七分	
七十一	千九百十二年にアドルフ・アンドーレセンにより建てられたデセプション島にあるホエーラーズ湾捕鯨基地	南緯六十二度五十九分西経六十度三十四分	

七十二	<p>クラリウス・ミツケルセン率いるノルウェーのトールスハウン捕鯨船の一行により建てられたヴェストフォール丘陵のトライン島にある石塚及び旗竿</p>	<p>南緯六十八度二十二分東経七十八度二十四分</p>
七十三	<p>エレバス山における旅客機墜落事故により死亡した二百五十七名を記念して千九百八十七年に建てられたステンレス製の十字架</p>	<p>南緯七十七度二十五分東経百六十七度二十七分</p>
七十四	<p>巨大な木造の帆船の残骸があるエレファント島南西海岸にある入江</p>	<p>南緯六十一度十四分西経五十五度二十二分</p>
七十五	<p>千九百五十六年から千九百五十七年の英国南極横断探検隊によりロス島のプラム岬にあるスコット基地内に建てられた小屋</p>	<p>南緯七十七度五十一分東経百六十六度四十六分</p>
七十六	<p>気象及び火山観測所としてデセプション島の</p>	<p>南緯六十二度五十九分西経六十度四十分</p>

ペンデュラム入江に建てられ噴火により破壊されたペドロ・アギユレ・セルダ基地の遺構

別表第六を次のように改める。

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要	件
第一南極特別保護地区	<ul style="list-style-type: none"> 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な当該地区の管理のための活動（以下この別表において「管理活動」という。）に限る。 二 当該地区内では車両を使用しないこと。 三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合であつて、指定された地点（南緯六十七度二十七分四十八秒東経六十度五十三分十六秒）に着陸するときを除く。 四 航空機は、ペンギン（別表第三のペンギン科に掲げる種の生きている個 	

体をいう。以下この別表において同じ。）の繁殖地から五百メートル以内の直上空域を飛行しないこと。

五 当該地区内では航空機に燃料を補給しないこと。

六 当該地区内では歩行者はペンギンの通路を通行しないこと。

七 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

八 当該地区内では、指定された地点（南緯六十七度二十七分四十九秒東経六十度五十三分九秒）に限り、野営することができる。

九 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。

十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。

十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

第二南極特別保護地区

- 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。
 - 二 ギガンテウス島に立ち入る場合は、南極地域の自然環境について専門的な知識を有する者を同行させること。
 - 三 当該地区内にある南極鳥類（別表第三に掲げる種の生きている個体をいう。以下この別表において同じ。）の繁殖地から二百メートル以内の区域では車両を使用しないこと。
 - 四 航空機は、前号の繁殖地から五百メートル以内の区域に着陸しないこと。
 - 五 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。
 - 六 当該地区内では航空機に燃料を補給しないこと。
 - 七 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工
-

	<p>作物を除去すること。</p> <p>八 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第三南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三 航空機は、指定された地点（南緯六十六度二十六分三十八秒東経百十度二十分五十四秒及び南緯六十六度二十七分八秒東経百十度三十六分四秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>四 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。</p> <p>五 当該地区内では航空機に燃料を補給しないこと。</p>

	<p>六 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。ただし、アデーリー島においては、毎年十一月一日から翌年の四月一日までの期間は、当該工作物の設置及び除去のための作業を行ってはならない。</p> <p>七 当該地区内では、指定された地点（南緯六十六度二十六分三十四秒東経百十度二十分四十秒）に限り、野営することができる。</p> <p>八 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第五南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p>

二 当該地区内では車両を使用しないこと。

三 航空機は、指定された地点（南緯七十六度五十五分四十九秒東経百六十六度五十二分三十一秒）に限り、着陸することができる。

四 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においても、当該地区の直上空域であつて、南緯七十六度五十五分四十五秒東経百六十六度五十二分五十五秒の地点と南緯七十六度五十五分五十四秒東経百六十六度五十三分二秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十六度五十六分三秒東経百六十六度五十五分三十八秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯七十六度五十五分五十五秒東経百六十六度五十六分二十六秒の地点を結ぶ直線より北にある区域並びに南緯七十六度五十七分二十七秒東経百六十六度五十三分五十四秒の地点と南緯七十六度五十七分五十五秒東経百六十六度五十六分一秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯七十六度五十八分二十七秒東経百六十六度五十六

分六秒の地点を結ぶ直線より南にある区域の地表から高度七百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。

五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

六 当該地区内では、指定された地点（南緯七十六度五十五分四十五秒東経百六十六度五十二分四十秒及び南緯七十六度五十七分四十八秒東経百六十六度五十三分五十四秒）に限り、野営することができる。

七 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。

八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。ただし、滅菌を行う場合には、紫外線照射、オートクレーブの使用又はエタノール水溶液（エタノールが

	<p>七十パーセント以上である水溶液をいう。以下この別表において同じ。）による洗浄等の方法を用いること。</p> <p>九 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第六南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。ただし、南緯七十二度十九分一秒東経百七十度十三分の地点から南緯七十二度十九分八秒東経百七十度十三分十八秒の地点までのシービー・フックの海岸線から二十五メートル以内の区域並びに東経百七十度十三分の経度線、南緯七十二度十九分四秒東経百七十度十三分の地点とフィッシャー測地観測点（南緯七十二度十九分七秒東経百七十度十二分四十秒）を結ぶ土塁に沿った線、南緯七十二度十九分七秒の緯度線及</p>

びシービー・フックの海岸線により囲まれた区域においては、教育活動、観光活動及びレクリエーション活動を行うことができる。

二 科学的調査及び管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。

三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。ただし、当該地区の周辺の氷上に着陸困難な場合においては、指定された地点（南緯七十二度十九分十四秒東経百七十度十三分三十四秒）に限り、着陸することができる。

四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機	地表から高度五百七十メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域

五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

六 当該地区内では、指定された地点（南緯七十二度十九分十三秒東経百七十度十三分三十四秒）に限り、野営することができる。

七 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。

八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

九 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。

十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。

十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

第七南極特別保護地区

- 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。
 - 二 当該地区内では車両を使用しないこと。
 - 三 毎年四月一日から十二月十五日までの期間は、航空機は当該地区内に着陸しないこと。
 - 四 毎年四月一日から十二月十五日までの期間は、航空機は当該地区の直上空域であつて、高度千メートル以下の空域を飛行しないこと。
 - 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
 - 六 当該地区内において、ペンギンの繁殖地から二百メートル以内の区域では野営しないこと。
-

	<p>七 当該地区内に鳥網に属する種の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗淨又は滅菌すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第八南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区への立入りは、北海岸の岩場（南緯六十五度十九分十八秒西経六十四度八分四十六秒）から行うこと。</p> <p>三 当該地区内では車両を使用しないこと。</p>

四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。

五 当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、
下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域
単発式及び双発式の飛行機	地表から高度四百五十メートル以下の空域
多発式の飛行機	地表から高度千メートル以下の空域
(双発式の飛行機を除く。)	

六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

七 当該地区内では、指定された地点（南緯六十五度十九分十八秒西経六十

<p>第九南極特別保護地区</p>	<p>四度八分五十四秒)に限り、野営することができる。</p> <p>八 当該地区内に鳥綱に属する種の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、植物、無脊椎動物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p> <p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p>
-------------------	---

三 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度二百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。

四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。

五 原則として、当該地区内では野営しないこと。

六 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。

七 当該地区内に生きている動物及び植物を持ち込まないこと。

八 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。

九 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。

十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

第十南極特別保護地区

- 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。
 - 二 当該地区への立入りは、北海岸の東端（南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分四秒）から行うこと。
 - 三 当該地区内では車両を使用しないこと。
 - 四 航空機は、指定された地点（南緯六十度三十九分五秒西経四十五度三十六分四十秒）に限り、着陸することができる。
 - 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
 - 六 当該地区内では、指定された地点（南緯六十度三十九分六秒西経四十五度三十六分三十九秒）に限り、野営することができる。
-

	<p>七 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、植物、無脊椎動物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>九 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第十一 南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 原則として、船舶はフォークランド湾及びエレフセン湾にびょう泊しないこと。</p> <p>三 当該地区内では車両を使用しないこと。</p>

四 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度二百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。

五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

六 原則として、当該地区内では野営しないこと。

七 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。

八 当該地区内に生きている動物及び植物を持ち込まないこと。

九 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。

十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。

十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

<p>第十二南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 原則として、当該地区内では船舶を係留しないこと。</p> <p>三 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>五 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度二百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>六 当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。</p> <p>七 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>八 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第十四南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠</p>

欠な管理活動に限る。

二 当該地区内では車両を使用しないこと。

三 毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、当該地区のうち、コ
ロネーション島の北海岸線から一キロメートル以内の直上空域にあっては
、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこ
と。

単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域
単発式及び双発式の飛行機	地表から高度四百五十メートル以下の空域
多発式の飛行機	地表から高度千メートル以下の空域
(双発式の飛行機を除く。)	

四 当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。

五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では野

	<p>嘗をしないこと。</p> <p>六 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>七 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄すること等により、動物、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>九 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第十五南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区の北東海岸の地点（南緯六十七度五十三分十七秒西経六十七度二十三分三十一秒）から立ち入らないこと。</p>

-
- 三 当該地区内では車両を使用しないこと。
 - 四 航空機は、指定された地点（南緯六十七度五十三分十秒西経六十七度二十四分五秒）に限り、着陸することができる。
 - 五 航空機は、当該地区の直上空域であつて、南緯六十七度五十三分二十六秒西経六十七度二十三分三十四秒の地点と南緯六十七度五十三分十八秒西経六十七度二十三分十七秒の地点を結ぶ直線及び西経六十七度二十三分三十四秒の経度線より南東にある区域の地表から高度七百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。
 - 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
 - 七 当該地区内では、指定された地点（南緯六十七度五十三分八秒西経六十
-

<p>第十六南極特別保護地区</p>	<p>七度二十四分八秒）に限り、野営することができる。</p> <p>八 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗淨又は滅菌すること等により、植物、無脊椎動物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p> <p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区への立入りは、当該地区の北端（南緯七十七度十三分八秒東経</p>
--------------------	--

百六十六度二十六分九秒）から行うこと。

三 当該地区内では車両を使用しないこと。

四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。

五 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度五十メートル以下の空域を飛行しないこと。

六 回転翼航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度百メートル以下の空域をホバリングしないこと。

七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

八 当該地区内では野営しないこと。

九 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。

	<p>十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第十七南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区への立入りは、当該地区の北西海岸にある地点（南緯六十七度四十六分八秒西経六十八度五十三分三十三秒）又は東海岸にある地点（南緯六十七度四十六分二十五秒西経六十八度五十三分）から行うこと。</p> <p>三 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>四 当該地区を徒歩で縦断する場合、別記の地図上に示された歩道を通ること。</p>

と。

五 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。

六 当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、
下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域
単発式及び双発式の飛行機	地表から高度四百五十メートル以下の空域
多発式の飛行機	地表から高度千メートル以下の空域
(双発式の飛行機を除く。)	

七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。ただし、毎年十月一日から翌年の三月三十

一日までの期間は、当該工作物の設置及び除去のための作業を行ってはならない。

八 当該地区内では、指定された地点（南緯六十七度四十六分九秒西経六十八度五十三分三十二秒及び南緯六十七度四十六分二十五秒西経六十八度五十三分二秒）に限り、野営することができる。

九 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。

十 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。

十一 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

十二 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。

十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。

十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める

第十八南極特別保護地区

様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

- 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。また、当該地区内のクリプトガム尾根（南緯七十四度二十一分二十秒東経百六十四度四十一分三十一秒の地点から南緯七十四度二十一分二十六秒東経百六十四度四十二分二秒の地点を結ぶ稜線）から四十メートル以内の区域（以下この項において、「クリプトガム尾根周辺区域」という。）であつて、東経百六十四度四十一分四十四秒の経度線より東にある区域内での活動は、他の場所ではできない科学的調査に限る。
- 二 クリプトガム尾根周辺区域であつて、東経百六十四度四十一分四十四秒の経度線より西にある区域には立ち入らないこと。
- 三 当該地区内では車両を使用しないこと。
- 四 航空機は、指定された地点（南緯七十四度二十分五十七秒東経百六十四度四十一分三十一秒及び南緯七十四度二十一分二十六秒東経百六十四度四

十二分二秒)に限り、着陸することができる。

五 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度五十メートル以下の空域を飛行しないこと。

六 回転翼航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度五十メートル以下の空域をホバリングしないこと。

七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

八 メルボルン山の火口内の氷に覆われている地域に限り、野営することができる。

九 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。

十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗淨又は滅菌すること等により、植

	<p>物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。ただし、滅菌を行う場合には、紫外線照射、オートクレーブの使用又はエタノール水溶液による洗浄等の方法を用いること。</p> <p>十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
第十九南極特別保護地区	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、回転翼航空機は、当該地区の境界線から千メートル以内の区域に着陸しないこと。</p> <p>三 原則として、当該地区内及び当該地区の境界線から千メートル以内の区域では野営しないこと。</p> <p>四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様</p>

	式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。
第二十南極特別保護地区	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>四 航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>六 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>七 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内に生きている動物及び植物を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出</p>

	<p>は除く。</p> <p>十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>						
<p>第二十一南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区内の陸域では車両を使用しないこと。</p> <p>三 航空機は当該地区内の陸域に着陸しないこと。</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p> <table border="1" data-bbox="188 689 472 2009"> <tr> <td data-bbox="376 689 472 1214">単発式の回転翼航空機</td> <td data-bbox="376 1214 472 2009">高度七百五十メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 689 376 1214">多発式の回転翼航空機</td> <td data-bbox="284 1214 376 2009">高度千メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 689 284 1214">単発式及び双発式の飛行機</td> <td data-bbox="188 1214 284 2009">高度四百五十メートル以下の空域</td> </tr> </table>	単発式の回転翼航空機	高度七百五十メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	高度千メートル以下の空域	単発式及び双発式の飛行機	高度四百五十メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	高度七百五十メートル以下の空域						
多発式の回転翼航空機	高度千メートル以下の空域						
単発式及び双発式の飛行機	高度四百五十メートル以下の空域						

多発式の飛行機

高度千メートル以下の空域

(双発式の飛行機を除く。)

- 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
- 六 当該地区内の陸域では野営しないこと。
- 七 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。
- 八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
- 九 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。
- 十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
- 十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める

	<p>様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第二十三南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度七百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>六 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと</p>

	<p>七 当該地区内に燃料を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第二十四南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動及び第六十九南極史跡記念物への訪問に限る。</p> <p>二 航空機は、指定された地点（南緯七十七度二十七分四十二秒東経百六十九度十一分二十五秒）に限り、着陸することができる。</p>

三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域

四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

五 当該地区内では、指定された地点（南緯七十七度二十七分三十九秒東経百六十九度十一分十四秒）から半径百メートル以内の区域に限り、野営することができる。

六 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。

	<p>七 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>八 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第二十六南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三 毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、航空機は当該地区内の海岸線から五百メートル以内の区域に着陸をしないこと。</p> <p>四 毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、当該地区内の海岸線から五百メートル以内の区域の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げ</p>

る航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域
多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域
単発式及び双発式の飛行機	地表から高度四百五十メートル以下の空域
多発式の飛行機	地表から高度千メートル以下の空域
(双発式の飛行機を除く。)	

五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

六 当該地区内では、あざらし漁で使用された小屋から五十メートル以内の区域に野営しないこと。

七 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。

	<p>八 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第二十八南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区への立入りは、アルツトウス基地の南にある地点（南緯六十二度九分五十二秒西経五十八度二十八分二十八秒）から行うこと。</p> <p>三 当該地区内では車両を使用しないこと。</p>

-
- 四 当該地区を徒歩で縦断する場合、別記の地図上に示された歩道を通ること。
 - 五 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。
 - 六 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度二百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。
 - 七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
 - 八 原則として、当該地区内では野営しないこと。
 - 九 当該地区内に家きんの加工品を持ち込まないこと。
 - 十 当該地区内に生きている動物及び植物を持ち込まないこと。
 - 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。
-

	<p>十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第二十九南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>四 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>六 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>七 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。</p>

	<p>八 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第三十南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 南緯七十七度三十一分一秒の緯度線、東経百六十七度六分五十秒の経度線、南緯七十七度三十一分五秒の緯度線及び東経百六十七度六分二十二秒の経度線により囲まれた区域には立ち入らないこと。</p> <p>三 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>五 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。</p>

-
- 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
 - 七 当該地区内及び当該地区の境界線から五百メートル以内の区域では野営しないこと。
 - 八 当該地区内に燃料及び食品を持ち込まないこと。
 - 九 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。
 - 十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。ただし、滅菌を行う場合には、紫外線照射、オートクレーブの使用又はエタノール水溶液による洗浄等の方法を用いること。
 - 十一 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。
-

	<p>十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第三十一南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三 航空機は、指定された地点（南緯七十七度三十六分五十八秒東経百六十三度二分五十三秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>四 航空機は、当該地区の直上空域であつて、南緯七十七度三十七分一秒東経百六十三度二分三十三秒の地点と南緯七十七度三十六分五十八秒東経百六十三度二分五十八秒の地点を結ぶ直線及び同地点と南緯七十七度三十六分三十五秒東経百六十三度四分二十四秒の地点を結ぶ直線より北西にある区域の地表から高度百メートル以下の空域を飛行しないこと。</p>

五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

六 当該地区内では、指定された地点（南緯七十七度三十六分五十八秒東経百六十三度二分五十八秒）に限り、野営することができる。

七 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。

八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

九 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。

十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。

十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

第三十二南極特別保護地

区

- 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。
- 二 当該地区への立入りは、南緯六十二度十四分二十四秒西経五十八度三十八分三十三秒の地点又は南緯六十二度十五分十六秒西経五十八度三十五分二十八秒の地点から行うこと。
- 三 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。
- 四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。
- 五 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。
- 六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
- 七 当該地区内では野営しないこと。
- 八 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。

	<p>九 当該地区内に生きている動物及び植物を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第三十三南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>四 航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度二百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築</p>

<p>第三十四南極特別保護地区</p>	<p>区</p>
<p>物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>六 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>七 当該地区内に生きている動物及び植物を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p> <p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三 航空機は、指定された地点（南緯六十四度九分二秒西経六十度五十七分</p>	

第三十五南極特別保護地	<p>四十秒)に限り、着陸することができる。</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>五 原則として、当該地区内では野営しないこと。</p> <p>六 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>七 当該地区内に生きている動物及び植物を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p> <p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可</p>
-------------	---

欠な管理活動に限る。

- 二 当該地区内では車両を使用しないこと。
- 三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。
- 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
- 五 当該地区内では野営しないこと。
- 六 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。
- 七 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗淨すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
- 八 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。
- 九 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。

	<p>十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第三十六南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区への立入りは、ウィルクス・ヒルトン小屋の北にある地点（南緯六十六度十五分十七秒東経百十度三十二分十四秒）、又はジャックス・ドンガ小屋の南にある地点（南緯六十六度十四分十四秒東経百十度三十八分三十秒）から行うこと。</p> <p>三 毎年十月一日から翌年の四月三十日までの期間は、ペンギンの繁殖地から四十メートル以内の区域に立ち入らないこと。</p> <p>四 原則として、当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>五 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築</p>

第三十七南極特別保護地	<p>物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>七 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>八 当該地区内に家きんの加工品を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十一 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十二 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十三 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p> <p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可</p>
-------------	---

欠な管理活動に限る。

二 当該地区内において車両を使用する場合、あざらし等（別表第二の食肉目に掲げる種の生きている個体をいう。以下この別表において同じ。）の繁殖地及び集団から五十メートル以内に近づかないこと。

三 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。

四 原則として、航空機は、当該地区の直上空域であつて、高度七百五十メートル以下の空域を飛行しないこと。ただし、科学的調査又は管理活動のために必要な場合においては、高度二百五十メートル以上の空域まで飛行できる。

五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

	<p>六 あざらし等の繁殖地及び集団から二百メートル以内の区域では野営しないこと。</p> <p>七 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第三十八南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三 航空機は、指定された地点（南緯七十七度三十五分五十秒東経百六十一度四分二十九秒）に限り、着陸することができる。</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築</p>

<p>第四十一南極特別保護地区</p>	
<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区への立入りは、南緯六十九度十四分三十九秒東経三十九度四十</p>	<p>物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>五 当該地区内では、指定された地点（南緯七十七度三十五分五十一秒東経百六十一度四分三十秒）に限り、野営することができる。</p> <p>六 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>七 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>九 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>

-
- 三分三十六秒の地点から行うこと。
 - 三 当該地区内では車両を使用しないこと。
 - 四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。
 - 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
 - 六 当該地区内では野営しないこと。
 - 七 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。
 - 八 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。
 - 九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、植物、無脊椎動物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
 - 十 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。
 - 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排
-

	<p>出は除く。</p> <p>十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第四十二南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>四 航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。</p> <p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>六 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>七 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。</p>

	<p>八 当該地区内に生きている動物及び植物を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第四十三南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動及び文化的活動に限る。</p> <p>二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>四 航空機は当該地区内にある湖沼の直上空域を飛行しないこと。</p> <p>五 バートン湖内では船内機又は船外機付きのボートを使用しないこと。</p> <p>六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名</p>

<p>第四十七南極特別保護地区</p>	
<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 科学的調査のために必要な場合を除き、当該地区内では潜水活動をしな</p>	<p>及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>七 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>八 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>九 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>

いこと。

- 三 当該地区内では、雪上又は氷上に限り、車両を使用することができる。
 - 四 航空機は、湖岸から二百メートル以内の区域、植生地及び湿地から百メートル以内の区域並びに河床内に着陸しないこと。
 - 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
 - 六 当該地区内では、指定された地点（南緯七十度五十一分四十八秒西経六十八度二十一分三十九秒）に限り、野営することができる。
 - 七 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。
 - 八 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄又は滅菌すること等により、植物、無脊椎動物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
-

	<p>九 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>十一 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第四十八南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>四 当該地区内では野営しないこと。</p>

	<p>五 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>六 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>七 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>八 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第五十一南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>五 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。</p>

	<p>六 当該地区内に生きている動物及び植物を持ち込まないこと。</p> <p>七 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>八 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第五十二南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 船舶は当該地区内にびよう泊しないこと。</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>四 当該地区内では野営しないこと。</p>

	<p>五 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>六 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>七 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>八 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第五十三南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 船舶は当該地区内にびよう泊しないこと。</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>四 当該地区内では野営しないこと。</p>

	<p>五 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>六 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>七 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第五十四南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。ただし、南緯七十七度十二秒東経百六十二度三十三分二秒の地点と南緯七十七度十五秒東経百六十二度三十三分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十七度十五秒東経百六十二度三十二分七秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十七度十三秒東経百六十二度三十二分五秒の地点を結ぶ直線及びジオロジー岬の海岸線により囲まれた区域（以下この項において、「管理区域」という。）においては、教育活動、観光活動及びレクリエーション活動を行うことができる。</p> <p>二 管理区域内に、一回につき十人以上立ち入らないこと。</p>

-
- 三 管理区域内の第六十七南極史跡記念物に立ち入らないこと。
 - 四 管理区域内の南緯七十七度十五秒東経百六十二度三十二分十四秒の地点にある展望施設に、一回につき五人以上立ち入らないこと。
 - 五 原則として、第六十七南極史跡記念物の南側にある植生の区域に立ち入らないこと。
 - 六 当該地区内では車両を使用しないこと。
 - 七 原則として、航空機は当該地区内に着陸しないこと。
 - 八 原則として、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度三百メートル以下の空域を飛行しないこと。
 - 九 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
-

	<p>十 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>十一 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>十二 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄すること等により、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十三 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十四 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十五 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第五十五南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動、観光活動及びレクリエーション活動に限る。</p> <p>二 当該地区内に、一回につき四十人以上立ち入らないこと。</p> <p>三 当該地区内の第十六南極史跡記念物に、一回につき十二人以上立ち入らないこと。</p>

四 当該地区内の第十六南極史跡記念物内では裸火の使用及び喫煙をしないこと。

五 当該地区内では車両を使用しないこと。

六 航空機は当該地区内に着陸しないこと。

七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。

八 当該地区内では野営しないこと。

九 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。

十 当該地区内に生きている動物及び植物を持ち込まないこと。

十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。

十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

第五十六南極特別保護地

区

- 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動及び第七十三南極史跡記念物への訪問に限る。
 - 二 当該地区内では車両を使用しないこと。
 - 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、高度千メートル以下の空域を飛行しないこと。
 - 四 当該地区内にある旅客機墜落事故の残骸を除去し、損傷し、又は破壊しないこと。
 - 五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
 - 六 原則として、当該地区内では野営しないこと。
 - 七 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
 - 八 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様
-

	<p>式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第五十七南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動、観光活動及びレクリエーション活動に限る。</p> <p>二 当該地区内に、一回につき四十人以上立ち入らないこと。</p> <p>三 当該地区内の第十五南極史跡記念物に、一回につき八人以上立ち入らないこと。</p> <p>四 当該地区内では裸火の使用及び喫煙をしないこと。</p> <p>五 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>六 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>八 当該地区内では野営しないこと。</p>

	<p>九 当該地区内に食品を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内に生きている動物及び植物を持ち込まないこと。</p> <p>十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第五十八南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動、観光活動及びレクリエーション活動に限る。</p> <p>二 当該地区内の第十八南極史跡記念物に、一回につき八人以上立ち入らないこと。</p> <p>三 当該地区内では裸火の使用及び喫煙をしないこと。</p> <p>四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p>

	<p>五 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>六 当該地区内に食品を持ち込まないこと。</p> <p>七 当該地区内に生きている動物及び植物を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>九 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第五十九南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動、教育活動、観光活動及びレクリエーション活動に限る。</p> <p>二 当該地区内に、一回につき四十人以上立ち入らないこと。</p> <p>三 当該地区内の第二十二南極史跡記念物に、一回につき四人以上立ち入らないこと。</p> <p>四 当該地区内では裸火の使用及び喫煙をしないこと。</p> <p>五 当該地区内では車両を使用しないこと。</p>

	<p>六 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>八 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>九 当該地区内に食品を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内に生きている動物及び植物を持ち込まないこと。</p> <p>十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第六十南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区内に、一回につき三人以上立ち入らないこと。</p>

-
- 三 当該地区内に十二時間以上滞在しないこと。
 - 四 当該地区への立入りは、南緯六十六度十三分三十七秒東経百十度十分の地点、南緯六十六度十三分四十五秒東経百十度十分四十一秒の地点及び南緯六十六度十三分四十九秒東経百十度十分三十六秒の地点から行うこと。
 - 五 当該地区内では、南極鳥類及びあざらし等の繁殖地及び集団から十五メートル以内に近づかないこと。また、アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）の繁殖地から三十メートル以内に近づかないこと。
 - 六 当該地区内では車両を使用しないこと。
 - 七 航空機は当該地区内に着陸しないこと。
 - 八 当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。
 - 九 原則として、当該地区内では野営しないこと。
 - 十 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。
 - 十一 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。
-

	<p>十二 当該地区内に持ち込む全ての物品を洗浄すること等により、動物、植物及び微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十三 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十四 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十五 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第六十一南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査及び必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 船舶は当該地区内にびよう泊しないこと。</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p>

	<p>四 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>五 当該地区内に家きん及びその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>六 当該地区内に生きている動物、植物及び微生物を持ち込まないこと。</p> <p>七 当該地区内に除草剤及び殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>九 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
--	--

別表第七中「PCB」を「ポリ塩化ビフェニル」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年十月二十日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた法第六条の確認の申請であって、この省令の施行の際、環境大臣によ

る確認をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、法第七条第一項第一号及び第三号の要件については、改正後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。